

試用規約

この度は、株式会社東海テクノのLABEIS-RS体験版ご利用のお申込みをいただきまして、誠にありがとうございます。
ご利用に際しましては、下記規約条項が適用されますので、予めご了承下さい。

甲：お客様

乙：株式会社東海テクノ

第1条（総則）

本試用規約は、甲と乙の間のソフトウェア貸し出し契約について、別途契約書類または、特約の無い場合に適用されます。

第2条（試用ソフト）

乙は甲に対し、LABEIS-RSソフトウェアを試用の目的で、乙が定めた一定期間無料貸し出しを行い、甲はこれを借り受けます。

第3条（試用期間）

試用期間は、乙が試用に必要な情報を甲に譲渡した日を開始日とし、向こう30日間を試用期間とします。

第4条（責任の所在）

本試用の目的は、あくまでもLABEIS-RSソフトウェアのパフォーマンスを確認するための体験版であることから、万一不慮のトラブルに見舞われたとしても、一切の責任を負いません。

第5条（ソフトウェアの取扱い）

- 甲はソフトウェアを第三者に譲渡、または第三者に再使用权を設定してはならない。
- 甲はソフトウェアを複製してはならない。
- 甲はソフトウェアを変更または改作してはならない。
- 甲は試用期間を満了するとき、甲が試用のために登録したデータは、甲の責任において可能な限り抹消するものとする。
- 乙は甲にソフトウェアを貸与するとき、操作を理解しやすくするために、あらかじめいくつかのモデルデータを登録して提供する。このモデルデータを含む、甲の残存データ等の情報が漏洩しても、乙の責任は無いものとする。